

議員提出議案第2号

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例設定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び八王子市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年(2021年)3月26日

提出者 八王子市議会議員 馬場 貴大

賛成者 八王子市議会議員 日下部 広志

同 木田 彩

同 小林 秀司

同 川村 奈緒美

同 星野 直美

同 石井 宏和

同 八木下 輝一

同 中島 正寿

同 鈴木 玲央

同 渡口 禎

同 小林 裕恵

八王子市議会議長

浜中 賢司 殿

八王子市議会委員会条例の一部を改正する条例

八王子市議会委員会条例（昭和43年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務企画委員会 10人</p> <p>都市戦略部、総合経営部、市民活動推進部、総務部、<u>契約資産部、財政部、生活安全部</u>、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2）～（4）（略）</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>（1）総務企画委員会 10人</p> <p>都市戦略部、総合経営部、<u>行財政改革部</u>、市民活動推進部、総務部、<u>財務部、税務部</u>、生活安全部、市民部、会計部、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>（2）～（4）（略）</p>

附 則

この条例は、八王子市組織条例の一部を改正する条例（令和3年八王子市条例第 号）の施行の日から施行する。

別紙2

提案理由

令和3年度（2021年）4月から施行する市組織の再編（改正）に伴う「八王子市組織条例」の一部改正（令和3年第1回市議会定例会上程）を受け、これに併せ「八王子市議会委員会条例」第2条第2項第1号の一部所管部名削除、追加する「八王子市議会委員会条例」の一部の改正を提案する。